

鑑定ガイドライン

一般社団法人全日本郵趣連合
鑑定委員会

1. 鑑定品目

日本および旧関連地域の郵趣品(ただし当分の間、南方を除く)

2. 鑑定依頼

依頼品の詳細と依頼事項を具体的に記入の上、現品を添えて、保証付の郵便(書留、簡易書留等)にて郵送ください。(事務局への直接ご持参は受け付けておりません)

3. 鑑定料

- 1) 評価の5%、但し最高50,000 円、最低5,000 円
- 2) 偽造品、変造品など 1件 5,000 円
- 3) 鑑定不能、意見無し等 1件 5,000 円
- 4) 特別費用 上記以外に、特別に費用を要した場合は追加料金を頂きます。

4. 鑑定書

- 1) 鑑定書には、鑑定品の名称を記載し、真正、偽造(模造)、意見なし等の鑑定結果を明記の上、当該鑑定品の写真またはカラーコピーを貼付、エンボスにより割印し、さらに委員長あるいは委員長と鑑定委員が署名します。表記は、和文・英文の両方を併記いたします。
- 2) 無償での鑑定書の再交付は原則として行いません。

5. 鑑定など

- 1) 鑑定については、迅速に行うように配慮致しますが、場合により相当数の日数がかかることもあることを事前にご承知ください。
- 2) 鑑定品の返送については、すべて書留、簡易書留便等の扱いとし、その実費は依頼者負担とします。鑑定委員会では、不可抗力等による損害、毀損については、責任を負いません。保険が必要な場合は依頼人負担でつけてください。また、真偽補償、係争等の影響に関する一切の責務は負いません。
- 3) 鑑定にあたって参考になる資料をお持ちであれば添付ご提供ください。ご提供いただいた資料も参考に鑑定を行います。
- 4) 委員会は鑑定結果について、鑑定依頼人からのいかなる照会・質問・説明要求・抗議にも応じる義務を有しません。また、鑑定結果は当委員会の意見(opinion)であり、それが依

頼人もしくは第三者に及ぼす影響については、一切関知いたしません。

- 5)本ガイドラインの解釈に疑義が生じた場合の解釈、または本ガイドラインの改正は、すべて委員会が決定いたします。
- 6)お問い合わせは返送の切手同封のうえ下記鑑定委員会事務局まで、またはまたはEmailにて、Email: expert@yushu-rengo.jpまでお願いいたします。(郵便またはEmail でお願
いします)

6. 鑑定委員

委員長 設楽 光弘:国際郵趣鑑定士連盟(AIEP)正会員

委員 井上 和幸(主任鑑定士、鑑定事務局長兼任) :国際郵趣鑑定士連盟(AIEP)正会員

委員 大原 敏正(鑑定会計担当兼任)

このほか専門委員として、各分野の専門家に随時ご協力をいただきます。

7. 鑑定品の送付先および鑑定料の送付先

〒158-0098 東京都世田谷区上用賀6-33-16

ファミリーパーク上用賀402号室 一般社団法人全日本郵趣連合鑑定委員会 事務局 宛

E-mail: expert@yushu-rengo.jp

(※本住所は鑑定専用です。その他の郵便はそれぞれの担当宛にお願いいたします。)